

○志木市有料広告掲出の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志木市（以下「市」という。）が作成する印刷物に掲載し、又は公共施設等に掲示する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(掲出の範囲)

第2条 掲出できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業等に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 個人及び法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）の前年度までの市税等を完納していないもの
- (7) その他広告として掲出することが妥当でないと市長が認めるもの

(広告の掲出優先順位)

第3条 広告の掲出優先順位は、次に掲げる順序による。ただし、当該順位に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 私企業等のうち電気事業、ガス事業、交通事業その他公共性の高い事業を営むもの
- (2) 私企業等のうち市内に事業所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）
- (3) その他前条の規定による条件に適合するもの

(広告の掲出位置)

第4条 広告の掲出位置は、市が指定した位置とする。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料については、印刷物の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(掲出希望者の募集)

第6条 市長は、広報紙等により広告の掲出を希望する者（以下「広告掲出希望者」という。）を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条第1号及び第2号に規定する団体等に対し、広告掲出の案内をすることができる。

3 市長は、広告掲出希望者が募集数に満たない場合において、既に応募した広告掲出希望者が複数の掲出を希望するときは、これを認めるものとする。

（広告掲出の申込み）

第7条 広告掲出希望者は、広告掲出申込書（第1号様式）に掲出しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 前項に定めるもののほか、市内に事業所等を有しない広告掲出希望者は、前年度分の納税証明書等を同項の広告掲出申込書に添付するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、広告掲出希望者に対し、広告掲出の可否の決定に当たって必要と認める書類の提出を求めることができる。

（広告掲出の決定）

第8条 市長は、広告掲出の可否を決定するに当たっては、第3条に定める優先順位により決定する。この場合において、同一の広告掲出対象物に複数の同順位の広告掲出希望者があるときは、抽選によりこれを決定する。

2 市長は、前項の規定により広告の掲出の可否を決定したときは、その旨を広告掲出決定通知書（第2号様式）又は広告非掲出決定通知書（第3号様式）により広告掲出希望者に通知するものとする。

3 広告掲出の決定通知を受けた広告掲出希望者（以下「広告主」という。）は、速やかに、掲出しようとする広告の版下原稿又は広告物を市長に提出するものとする。

（広告審査委員会）

第9条 広告の掲出に関する審査を行うため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別表に定める委員で組織する。

3 委員長は、総務部財政課長とする。

4 委員会は、広告の掲出内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに開催する。

（広告掲出料の納付及び経費の負担）

第10条 広告掲出料は、掲出の決定後、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 広告掲出に係る広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲出の取消し)

第11条 市長は、市の行政運営上支障があるとき又は市長が指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき若しくは広告掲出料を納入しなかったときは、広告の掲出を取り消すことができる。

(広告の掲出に伴う責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲出を中止したことに伴い、市に損害が発生したときは、当該広告主に対し損害の賠償を請求することができる。

(広告掲出料の還付)

第13条 市長は、広告掲出が決定した後に広告主の責めに帰することができない理由により、広告を掲出できなかったときは、広告掲出料を還付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月10日)

この要綱は、平成18年6月10日から施行する。

附 則 (平成18年9月1日)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月1日)

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月4日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

（志木市有料広告掲出の取扱いに関する事務処理要領の一部改正）

2 志木市有料広告掲出の取扱いに関する事務処理要領（平成23年志木市制定）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月28日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月5日制定）

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

附 則（令和元年10月1日制定）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日制定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

広告審査委員

委員長	総務部 財政課長
委員（副委員長）	総合行政部 市政情報課長
委員	総合行政部 行政管理課長
委員	総務部 課税課長

委員	市民生活部 総合窓口課長
委員	福祉部 共生社会推進課長
委員	子ども・健康部 子ども支援課長
委員	都市整備部 都市計画課長